

# 山ノ内町木材利用推進方針・計画（案）

平成 24 年 4 月 1 日 策定

## 1 目的

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人に優しい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な素材であり、その利用を推進することは、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

山ノ内町が実施する公共施設の整備及び公共土木工事等の実施にあたっては、可能な限り県産材を使用するよう努める。

## 2 公共施設の整備における木材利用の推進

### (1) 施設の木造・木質化の推進

山ノ内町が行う公共施設の整備にあたっては、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、原則として木造・木質化を推進するものとする。

### (2) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

山ノ内町が公共施設等に導入する家具・備品・調度品等は可能な限り木材製品とする。

### (3) 環境への配慮

山ノ内町は、公共施設の整備等における木材に使用にあたっては、使用する接着剤や塗料等について、環境に配慮するものとする。

## 3 公共土木工事等における木材利用の推進

(1) 山ノ内町が行う公共土木工事においては、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約をうけるものを除き、設計図書に間伐材等の使用を明記することにより、公共土木工事における木材の利用に積極的に取組ものとする。

## 4 県産材利用の推進

(1) 山ノ内町が行う公共施設の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、県産材における供給が困難である場合等の制約を受ける場合を除き、原則として県産材とする。

(2) 山ノ内町が行う公共施設の整備等における県産材の使用にあたっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用することとする。

(3) 山ノ内町が行う公共施設の整備等における県産材の使用にあたっては、地域材の素材供給段階における産地証明書を添付させ、県産材であることをしゅん工検査時に確認するものとする。

5 山ノ内町が補助する施設整備等における県産材利用の推進

山ノ内町は事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

6 公共施設整備及び公共土木工事等における年度別計画

山ノ内町における平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間の木材を使用して施設整備等する計画は次のとおりである。

( 1 ) 公共施設整備

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公共施設整備においては、なるべく木造・木質化に努める。 実施が困難な場合は、家具・備品・調度品等の木質化の推進を図る。				

( 2 ) 公共土木工事等

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度